

香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前												
<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業長等（前条第2項の副企業長を除く。以下この項において同じ。）の給料は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において企業長等となり、<u>又は</u>企業長等でなくなった場合の給料の額は、月割計算により支給する。</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業長</td> <td style="text-align: right;"><u>50,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>副企業長</td> <td style="text-align: right;"><u>30,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料年額	企業長	<u>50,000 円</u>	副企業長	<u>30,000 円</u>	<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業長等（前条第2項の副企業長を除く。以下この項において同じ。）の給料は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において企業長等となり<u>又は</u>企業長等でなくなった場合の給料の額は、月割計算により支給する。</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業長</td> <td style="text-align: right;"><u>5 万円</u></td> </tr> <tr> <td>副企業長</td> <td style="text-align: right;"><u>3 万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料年額	企業長	<u>5 万円</u>	副企業長	<u>3 万円</u>
区分	給料年額												
企業長	<u>50,000 円</u>												
副企業長	<u>30,000 円</u>												
区分	給料年額												
企業長	<u>5 万円</u>												
副企業長	<u>3 万円</u>												

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第4条の規定を適用する場合には、第1の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。